

# 昭和十六年・内務省警保局における戒厳令研究

藤井徳行\*

## 要旨

本稿は日米開戦が始まる直前の、昭和十六年七月、内務省警保局企画室のメンバーが、日米開戦となれば先ず間違いない宣告されるだろう、戒厳令についての検討を重ねたが、そのとき作成された資料の紹介をし、ついで内務省警保局企画室とはいかなる組織か、内務省が戒厳宣告において果たす役割はなにか、そこで「昭和十六年七月戒厳令ニ関スル研究」の持つ意味はどのようなものか、なぜ遂にこの戒厳宣告が為されなかったのか、を考察した。結論は、特に日華事変勃発以後、政府が様々な戒厳令や徴発令関連の単行法を立法し、施行してきたこと、よって、総合的な法的効果から、戒厳令を布かなくても同様の効果が期待できると判断したこと、敢えて戒厳宣告をしなかったのだと言うことを明らかにした。

キーワード：戒厳令

Key words : martial law

## 目次

- 一、問題の所在
- 二、「昭和十六年七月戒厳令ニ関スル研究」……以上本稿
- 三、内務省警保局企画室の任務……以下次稿
- 四、政府の時局認識と戒厳令
- 五、結論

## 一、問題の所在

筆者は日本陸軍の在郷的基盤についていまままで若干の考察を重ねてきた。その間いつも関心をひかれてきたのが軍部と国民との関係である。平時また戦時において軍部が国民にたいして、いかなる態度で臨んだか、国民が軍部にたいしてどのようなかたちで支持を与えたか、与えなかったかなどがその主たる関心であった。

戒厳令が国民生活に及ぼす影響がいかに大きいものは、すでに世界の歴史的事例が示すとおりであるが、上記の定義はこれを明らかにするには十分でない。元来戒厳令は軍事的な危険を回避するための、やむをえない、自然法という国家の緊急避難的な一時的措置として立法されたものである。よって、戒厳令は軍事必要性のため、やむをえず、平時に施行される常法の効力を停止して、人民の権利を制限する非常時の法である。それが、弱体化した政府を維持かつ補強するた

めに、反政府勢力を抑圧、弾圧、粉砕する強権として使用される場合が少なくないからである。しかし、他方で、戦時もしくは事変において、敵とそうでないものを峻別して、敵がそうでない一般人民に混入する事を妨げて、一般人民の被害を最小限に抑え、かつ一般人民が、戦時の無制限な権力行使を前提とする苛法でもって、禍害を被ることを防ぐことを目的としていることもたしかである。

かかる側面をもつ戒厳令であるが、わが国ではいかなる経緯をもつて、またいかなる立法趣旨でもつて、該法令が制定されるにいたったか、そして実際の適用例はいかなるものであったか等が筆者の問題意識である。

従来戒厳令に関する先行研究は、戒厳令を実際に運用する軍事的見地の立場からする研究と純学術的立場からする研究とがある。前者については陸軍憲兵中佐・憲兵練習所長三浦恵一著『戒厳令詳論』が昭和七(1932)年にだされて、該研究書公刊の濫觴となった。該書には、戒厳令詳論と兵器武器使用に関する二つの論文が載せられているが、その自序に「兎に角此の二篇は軍人と警察官とに限らず、苟くも法治国の民として心得て置かなければならぬ重大問題であるに限らず、未だ他に詳論した著述が無いから、之をわらふ様な人に讀まれたならば寧ろ光榮であり、若し批判でも受け得れば更に幸甚であると考えて、上官の御許を得て世に出す次第」とある如く、該書公刊以前において参照すべき、戒厳令に関する研究書が皆無の状態であった。しかし、著者の関心もつばら法の解釈と適用にあるので、立法前史については一切記述がない。

ついで、三浦が前掲書公刊の際に、諸説あるものについて意見を尋ねたという、

\*兵庫教育大学第一部(社会学系教育講座)

陸軍高等軍法会議法務官で法学士の日高巴雄が、昭和十七(一九四二)年に『戒厳令解説』を著している。該書は諸外国の関係法令の立法趣旨にまで言及して最も詳しい戒厳令の解説書となっている。とはいえ、序文に「従来戒厳令の解説としては諸憲法学者が憲法第十四条の説明を為すに当たり之を略述して居るの外只だ僅かに三浦恵一著戒厳令詳論の一冊に止まって居る」とあるごとく、まさしく三浦に継いで二冊目の公刊といえよう。戒厳令が継受法であることについての分析には力が注がれているが、立法過程への言及はない。

他に陸軍部内及び内務省内の、いわば取締り側で研究され、基本方針として認識されたものが二つある。その一は、日露戦争時、戒厳宣告にそなえて作成された「戒厳令実行に関する大方針」であるが、これは「秘」扱いの『明治卅七八年戦役陸軍政史』の第一巻に付録として全文収録されている。内容からみて公刊されたとは考えられないものである。おそらく「軍の関係者にとつては、戒厳令にかんするいわば秘伝書」の如きものであったといえよう。その二は、昭和十六年七月内務省警保局企画室が研究し、作成した「戒厳令二関スル研究」である。これは昭和四十九年一月十四日、戦後占領中の米軍に接收され、米国議会図書館に保管されていた旧警察及び陸軍関係文書が返還されたが、そのなかにあったものである。これは太平洋戦争の勃発を予期して警察側で準備されたものと考えられるが、「東条前首相も、一議員の質問に答えて、政府は今のところ戒厳を布く意図はなく、戦争遂行については専ら国民の伝統的忠誠心に俟ち度い」と断言したように、陸軍側は戒厳令を宣告することによって、国民を軍部不支持に走らすことの不得策を考えていた。よってこの研究は利用されることがなかった。

後者については、まず昭和二十年三月、戦時法叢書の一冊として刊行された鶴飼信成著『戒厳令概説』があげられる。当時鶴飼は京城大学に教授として在職しており、該書の執筆担当を有斐閣戦時法叢書の編集責任者末川博に依頼されたのである。昭和十九年九月、満州事変記念の日に書き上げた。終戦直前の刊行とあって、日本陸軍が存在した間、憲法学者が著した戒厳令に関する著書としては後にも先にも該書が唯一のものとなった。ついで、藤田嗣雄著『軍隊と自由』と最後に、最も新しく、学術的で、体系的な著述として、大江志乃夫著『戒厳令』を掲げる。最後の二著を除いていずれも法の解釈に終始している。藤田・大江の二著は立法過程の記述が無いわけではないが、其の端緒から草案の作成等には一切触れておらず、依然として法の制定前史が謎である。

さて、筆者は上掲の先行研究がほとんど触れていない立法過程全般を研究対象とするが、本稿では、先に少し触れたように、昭和十六年日米開戦に先立つ五ヶ月前に内務省が取り組んだ戒厳令実施のための研究を取り上げたい。ここでは、

米国から返還された所謂『返還文書』中の新資料を紹介し、昭和十六年、内務省で戒厳令施行の研究が為された背景を探求し、若干の分析を試みたい。  
本稿執筆にあたり、快く秘蔵の返還文書資料の閲覧等を許可してくださった国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書室などには大変お世話になった。記して学恩を深謝する。

二、「昭和十六年七月戒厳令二関スル研究」

★「昭和十六年七月 戒厳令二関スル研究」

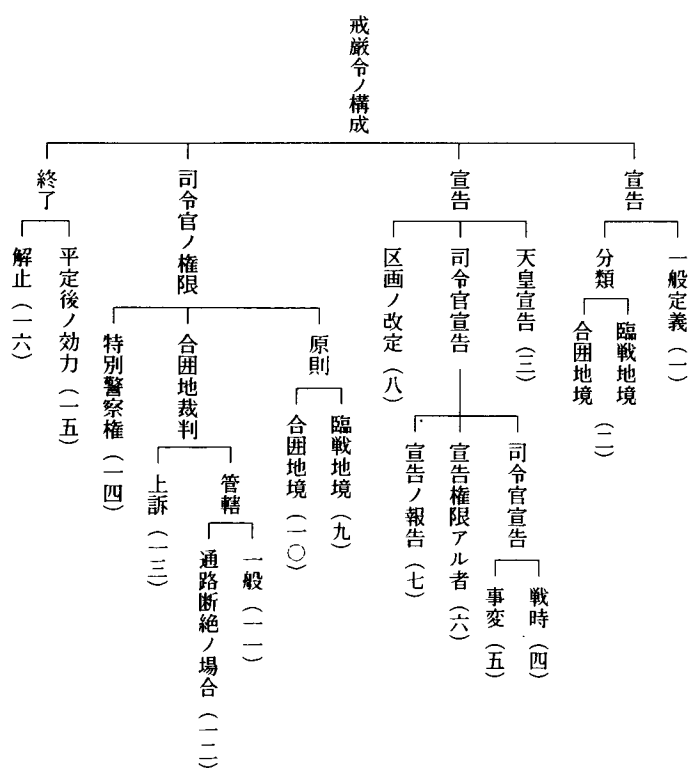
警保局企画室

内務省

1、戒厳令ノ意義

戒厳令ハ「戦時若クハ事变ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スルノ法」デアル(戒厳令第一條)

戒厳令ノ全貌ヲ簡單ニ図示スレバ次ノ如クデアル(括弧内ハ條文数字)



(参考)

戒嚴令 (明治十五年八月五日太政官布告第三十六号)

(改正明治十九年勅令第七四号)

戒嚴令別冊ノ通制定ス

右奉 勅旨布告候事

(別示)

戒嚴令

第一条 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二条 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ区画シテ臨戰ノ区域ト為ス者ナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ区画シテ合圍ノ区域ト為ス者ナリ

第三条 戒嚴ハ時機ニ応ジ其要ス可キ地境ヲ区画シテ之ヲ布告ス

第四条 戰時ニ際シ「鎮台營所」要塞海軍港鎮守府海軍造船所等邊カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得又戰略上臨機ノ処分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルコトヲ得

第五条 平時土寇ヲ鎮定スル為メ臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信断絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得

第六条 軍団長師団長旅団長鎮台營所要塞司令官或ハ艦隊司令長官艦隊司令官鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

第七条 戒嚴ノ宣告ヲ為シタル時ハ直チニ其狀勢及ビ事由ヲ具シテ之ヲ(太政官)ニ上申ス可シ但其隸屬スル所ノ長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ

第八条 戒嚴ノ宣告ハ曩ニ布告シタル所ノ臨戰若クハ合圍地境ノ区画ヲ改定スルコトヲ得

第九条 臨戰地境内ニ於テハ地方行政事務及ビ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限り其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ビ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十条 合圍地境内ニ於テハ地方行政事務及ビ司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ビ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ

宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一条 合圍地境内ニ於テハ軍事ニ係ル民事及ビ左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第二編

第一章 皇室ニ対スル罪

第二章 国事ニ関スル罪

第三章 静謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏讀職ノ罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 殴打創傷ノ罪

第六節 擅二人ヲ逮捕監禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第二章

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害スル罪

第十二条 合圍地境内ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路断絶セシ時ハ民事刑

事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三条 合圍地境内ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ対シテハ控訴上告ヲ為スコトヲ得

第十四条 戒嚴地境内ニ於テハ司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス

第一 集会若クハ新聞雜誌広告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危険ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押収スルコト

第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ビ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止

スルコト

第五 戦状ニ依リ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬焼スルコト

第六 合圍地境内ニ於テハ昼夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り檢察スルコト

第七 合圍地境内ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

第十五条 戒嚴ハ平定ノ後ト雖トモ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ其効力ヲ有スル者トス

第十六条 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及び裁判權ハ總テ其常例ニ復ス

2、狭義ノ戒嚴ト平時戒嚴（一部戒嚴）

(1) 狭義ノ戒嚴

戒嚴ハ戒嚴令第一条ノ明示スル如ク「戦時」若クハ「事変」ニ際シテ布クモノデアル

戦時トハ「宣戦ノ詔勅ガ発セラレテヨリ講和ノ詔勅ガ降ルマデノ期間」デアル。事変トハ「戦時ニ準ズベキ事変」デアル。

此ノ二ノ場合ノ戒嚴ヲ狭義ノ戒嚴ト稱シ憲法第十四条ニ基キ天皇ガ宣告セララルカ又ハ上奏ノ遑無キ時ハ軍司令官ガ之ヲ宣告スルモノデアル（戒嚴令第四条）而シテ狭義ノ戒嚴ノ先例ハ次ノ如クデアル。

(i) 日清戦役

明治二十七年十月五日勅令第一七四号ヲ以テ広島県下広島市全部及宇品ヲ臨戦地境ト定メ戒嚴ヲ施行スルコトヲ宣告シ明治二十八年六月二十日之ヲ解止ス。

(ii) 日露戦役

(a) 明治三十七年二月勅令第三十六号乃至第三十九号ヲ以テ長崎、佐世保、函館各要塞第三区外方三千五百間内並ニ対馬及其ノ沿海ヲ臨戦地境ト定メ戒嚴ヲ施行シ翌三十八年十月十六日之ヲ解止ス

(b) 明治三十八年四月勅令第三百三十三号ヲ以テ澎湖島馬公要港及其ノ沿岸ヲ臨戦地境ト定メ戒嚴ヲ施行シ翌年七月七日之ヲ解止ス。

注 戒嚴大権ノ宣告ハ斯ク勅令ノ形式ヲ採ル実例ナルモ何レモ明治四十年勅令第六号公式令制定以前ノコトナレバ今後ハ右公式令ノ定ムル所ニヨリ詔書ノ形式ガ採ラレルモノト考ヘラレル

(2) 平時戒嚴（一部戒嚴）

戦時若クハ事変ニ非ザルモ騷擾（広義ノ事変）等ノ場合ニ於テ国内治安保持上

必要アルトキハ憲法第八条ニ基キ「一定ノ地域ヲ限リ戒嚴令中ノ一部ヲ適用スルコトヲ得ル」旨ノ緊急勅令ヲ発シ更ニ右緊急勅令ニ基キ勅令ヲ以テ

「地域ヲ定メテ戒嚴令第九条（臨戦地境ニ於ケル軍司令官ノ權限ヲ定ム）及第十四条（戒嚴地境内ニ於ケル軍司令官ノ特別警察權ヲ定ム）ヲ軍司令官ニ行ハシムル」コトヲ命ズルコトガアル之ヲ平時戒嚴、一部戒嚴、行政戒嚴等ト稱シテイル。

右先例ハ次ノ如クデアル。  
(i) 「二・二六事件」

(a) 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件

昭和十一年二月二十七日

（緊急）勅令第十八号

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(b) 勅令第十八号ノ施行ニ関スル件 昭和十一年二月二十七日

勅令第十九号

昭和十一年勅令第十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第九条及第十四条ノ規定ヲ適用ス

東京市

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而シテ右勅令ハ同年七月十七日廢止セラル

(ii) 「関東大震災」

(a) 一定ノ区域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件

大正十二年九月二日

（緊急）勅令第三九八号

一定ノ地域ニ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(b) 勅令第三九八号ノ施行ニ関スル件 大正十二年九月二日

勅令第三九九号

大正十二年勅令第三九八号ニ依リ左ノ区域内ニ戒嚴令第九条及第十四条ノ

規定ヲ適用ス但シ同条中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ  
東京市 荏原郡 豊多摩郡 北豊島郡 南足立郡 南葛飾郡

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(c) 勅令第三九九号中改正ノ件 大正十二年九月三日

勅令第四〇一号

大正十二年勅令第三九九号中左ノ通改正ス「東京衛戍司令官」ヲ「神奈川県、横須賀市及三浦郡」ニ在リテハ横須賀鎮守府司令官其他ノ区域ニアリテハ関東戒嚴司令官ニ「東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡」ヲ「東京府、神奈川県」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(d) 勅令第三九九号中改正ノ件 大正十二年九月四日

勅令第四〇二号

大正十二年勅令第三九九号中左ノ通改正ス

「東京府、神奈川県」ノ下ニ「埼玉県、千葉県」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而シテ右勅令ハ同年十一月十五日廢止セラル

(iii) 「日比谷焼打事件」

明治三十八年九月六日緊急勅令第二〇五号ヲ以テ戒嚴令ノ一部適用ノ件ヲ定メ更ニ同日勅令第二〇六号ヲ以テ戒嚴令第九条及第十四条ヲ東京市内ニ適用シ同年十一月二十六日之ヲ廢止セリ。

(3) 今次事変ト戒嚴

今次事変ノ推移ニ鑑ミ仮ニ戒嚴令実施ノ場合ヲ想定スレバ戦時ニ準ズベキ事変ノ性質ニ鑑ミ、緊急勅令ニヨリ行政戒嚴ノ方法ニ依ラズシテ、「詔書」ノ形式ニヨル戒嚴（戒嚴令中一部適用ノ場合ヲ含ム）ノ宣告アルモノト考ヘラル。

3、臨戦地境ト合囲地境

戒嚴ハ臨戦地境ト合囲地境ノ二種ニ分レル（戒嚴令第二条）

臨戦地境ニ在リテハ

(1) 地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ権力ガ委任セラレ（戒嚴令第九条）又

(2) 地域内ニ於テ司令官ノ有スル特別警察権ノ範圍ハ合囲地境内ニ於ケルモ

昭和十六年・内務省警保局における戒嚴令研究

ノヨリモ狭シ（戒嚴令第十四条）

合囲地境ニ在リテハ

(1) 地方行政事務及司法事務ハ全部其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ権力ガ委任セラレ（戒嚴令第十条）

(2) 軍事ニ係ル民事及ビ一定ノ犯罪ニ係ル者ハ総テ軍衛ニ於テ裁判セラレ（戒嚴令第十一条）

(3) 合囲地境内ニ裁判所ナク又通路断絶ノ場合ハ一切ノ裁判権ハ軍衛ニ移リ（戒嚴令第十二条）

(4) 合囲地境内ニ於ケル軍衛ノ裁判ニ対シテハ控訴上告ヲ為スコトヲ得ズ（戒嚴令第十三条）

(5) 地域内ニ於テ司令官ノ有スル特別警察権ノ範圍ハ臨戦地境内ニ於ケルモノヨリモ広シ（戒嚴令第十四条）

從ツテ警戒ノ方法ガ比較的簡單ナルトキハ臨戦地境戒嚴ヲ以テ足り、然ラザル場合ニハ合囲地境戒嚴ト為スモノデ、現在迄ノ実例ハ狭義ノ戒嚴、平時戒嚴ヲ通ジ全部「臨戦地境戒嚴」デ未ダ合囲地境戒嚴ヲ布カレタル先例ナシ。

4、臨戦地境内ニ於ケル軍司令官ノ権限

臨戦地境内ニ於テハ地方行政事務及司法行政事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ権力ヲ委ス者トサレテイル（戒嚴令第九条）

右ハ臨戦地境戒嚴司令官ノ権限ノ根本ヲ定メタモノデ第十四条ト共ニ戒嚴令実施ノ場合ノ中心ヲ為スモノデアルノデ以下本条ニ就キ問題トナル事項ヲ掲グル。

(1) 地方行政事務及司法事務ニ於ケル「地方」ノ意義  
本条ニ所謂「地方行政事務及司法事務」トハ「中央事務」ニ対スル言葉デ、各省大臣及大審院ノ行フ中央事務ニ非ズシテ、各庁、府県、鉄道局、通信

局地方財政局、控訴院、地方裁判所等ノ行フ地方ノ行政及司法ノ事務ノ意味デアル。此等ノ地方行政及司法事務ハ其ノ軍事ニ関係アルモノニ限り一切ノ権限ハ戒嚴司令官ニ移ルノデアル。

從ツテ例ヘバ集会ノ制限、禁止ハ地方事務（治安警察法第八条）ナレバ、戒嚴司令官ノ権限ニ移ルモ結社ノ禁止（同法同条第二項）ハ内務大臣ノ権限ナルヲ以テ依然トシテ内務大臣ノ専權トナルノデアル。只戒嚴令下ニ於テハ常時戒嚴司令官ト緊密ナル連絡ヲ保持スル必要ノアルコトハ当然デア

ル。  
(2) 「軍事ニ関係アル事件」ノ意義  
「軍事ニ関係アル事件」トハ抽象的ニハ「戒嚴行動タル軍事ニ関係アル事

件即ち戒嚴ニ関スル治安維持ニ関係アル事件」デアル。  
軍事ニ関係アル事件中最多イモノハ警察事務デアリ之ニハ

(イ) 間諜ノ警戒検査

(ロ) 軍事機密漏洩ノ警戒

(ハ) 反軍、非戦ノ言論、運動及興業物ノ取締

(ニ) 共産主義、其ノ他反国家運動ノ警戒

(ホ) 軍事施設資源ノ保護

(ヘ) 動員其ノ他軍事行動ノ保護

(ト) 治安ノ維持

(チ) 灯火管制、火災消防、防毒、救護等ニ関スル警察

等ノ如キモノガ考ヘラレル。

戒嚴令下軍ノ行フ治安維持ニ直接関係無キ警察事務例ヘバ

(イ) 料理店、飲食店、質屋等ノ取締

(ロ) 交通整理

(ハ) 火災ノ予防

(ニ) 一部犯罪ノ予防検査

等ハ依然トシテ内務大臣、警視總監、府県知事等ノ管掌スル事項デアル。

### (3) 所謂「管掌」ノ意義

戒嚴地境内ニ於テハ其ノ地ノ軍司令官ガ地方行政事務及司法事務ヲ管掌スルモノデアルガ所謂「管掌」トハ一切ノ権限ガ全ク戒嚴司令官ニ移ル意味デアル。只具体的施行ニ当ッテハ戒嚴司令官ハ一般の指揮監督スルニ止マリ実務ハ悉ク従来ノ地方文官ニ行ハシメルコトガ多イヤウデアル。之ハ寧口実効ヲ挙グル上カラモ当然ノ措置デアル。

## 5、戒嚴司令官ノ特別警察権

戒嚴令第十四条ハ

戒嚴地境内ニ於テハ司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行スルノ権ヲ有ス。但其執行ヨリ生ズル損害ハ要償スルコトヲ得ズ。

第一 集会若クハ新聞雜誌広告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危険ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押収スルコト

第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ビ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止スルコト

第五 戦状ニ依リ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破廢燬焼スルコト

第六 合圍地境内ニ於テハ昼夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

第七 合圍地境内ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコトト規定シテイル。

戒嚴司令官ハ戒嚴令第九条（臨戦地境戒嚴ノ場合）及第十条（合圍地境戒嚴ノ場合）ニ依リ地方行政事務及司法事務ヲ管掌スル譯デアリ從ッテ地方行政事務タル警察権ヲモ管掌スルノデアアルガ戒嚴令下治安維持ノ必要上軍ニ地方行政事務タル既存ノ警察権ノミデハ不十分デアルノデ本条ニヨリ特別警察権ヲ賦与シタモノデアル。

只注意ス可キハ戒嚴令公布當時ノ特別警察権ノ内容ハ其ノ後法令ノ整備ニヨリ或程度地方警察権ノ範圍ニ加ヘラレタモノモアルノデ（例ヘバ集会停止権ノ如シ）此等ノ権限ハ本条ノ規定ヲ俟タズトモ第九条及第十条ノ規定ニヨリ戒嚴司令官ノ権限トナルノデアアルガ公布當時ノ必要カラ本条各項ヲ設ケタ譯デアル。右特別警察権執行ノ具体的方法ニ付テハ概ネ

「地方官ハ戒嚴令第十四条ノ範圍内ニ於テ本司令官管掌ノ下ニ在リテ左ノ諸件ヲ執行スベシ但シ時態ニ応ジ寛嚴宜シキニ適スルヲ要ス

一、時勢ニ妨害アリト認ムル集会ヲ停止ス

二、云々

ト謂フガ如特別警察権ノ執行ヲ全面的ニ地方官ニ委任シテ適當ニ運用セシムルコトガ多イヤウデアル。

尚將來ノ問題トシテハ

(イ) 司令官ノ自ラ行フ権限

(ロ) 憲兵ヲシテ行ハシムル権限

(ハ) 地方官ヲシテ行ハシムル権限

ヲ予メ定メテ示達スレバ相互間ノ疎通、運用ニ一層適切デアラウト思ハレル。

## 6、戒嚴令実施ト警察トノ関係ヲ示ス実例

A、関東大震災ノ場合

(イ) 大正十二年九月三日関東戒嚴司令官命令第一号

本年勅令第四〇一号施行ニ関シ警視總監、関係地方長官及ビ警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇一号施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スベシ

但シ之ガ施行ハ罹災者ノ救護ヲ容易ニシ不逞ノ拳ニ対シ之ヲ保護スルヲ目

的トスルヲ以テヨク時勢ノ緩急ニ応ジ寛厳宜シキニ適スルヲ要ス

一、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集会若クハ新聞紙、雜誌広告ヲ停止スルコト。

二、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ兵器、彈藥等其ノ他危険ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押収スルコト。

三、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及ビ諸物品ヲ検査スルコト。

四、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノ、出入ヲ禁止シ又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ昼夜ノ別ナク人民ノ家屋、建造物、船舶中ニ立入検査スルコト。

六、警視總監及ビ関係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スル者ニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命ズルコト。

七、関係郵便局長及ビ電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便、電信ハ開緘スルコト。

(ロ) 関東戒嚴司令官命令第一号

軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ依テ左ノ事ヲ命令ス

(一) 自警ノ為団体若クハ個人毎ニ所要警戒法ヲ執リアルモノハ予メ最奇

警備隊、憲兵又ハ警察ニ届出テ其指示ヲ受クベシ

(二) 戒嚴地域内ニ於ケル通行人ニ對スル誰何檢問ハ軍隊、憲兵及ビ警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス

(三) 軍隊、憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルニアラザレバ地方自警団及

ビ一般人民ハ戒器又ハ凶器ノ携帯ヲ許サズ

(ハ) 大正十一年九月四日関東戒嚴司令官命令第三号

本年勅令第四〇二号ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉、埼玉両県下ニ擴張セラレタルニ依リ関係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇二号施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スベシ。但シ之ガ施行ハ罹災者ノ救護並地方民心ノ安静ヲ目的トスルヲ以テ能ク時勢ノ緩急ニ応ジ寛嚴宜シキニ適スルヲ要ス。

一、関係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集会若クハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、関係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其他危険ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押収スルコト。関係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ

船舶及諸物品ヲ検査スルコト

三、関係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

四、関係地方長官並警察官ハ昼夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入り検査スルコト

五、関係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スルモノニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命ズルコト

六、関係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ開緘スルコト

(ニ) 大正十一年九月二十日関東戒嚴司令官命令第五号

関東戒嚴司令官命令第二号中左ノ通り改ム

一ノ内「最奇警備部隊及憲兵又ハ」

三ノ内「軍隊憲兵又ハ」ヲ削ル

B、二・二六事件ノ場合

(イ) 昭和十一年二月二十七日戒治第三号

戒嚴警察以外一般行政ニ関スル件命令

戒嚴令第九条ニ基キ本職ノ管掌スル警察事務以外軍事ニ関係アル一般地方行政事務ニ就キ左記ノ通り心得ベシ

一、国民ヲシテ本二十七日公布セル戒嚴ニ関スル告諭ノ真意ヲ克ク理解セ

シメ官民一致冷静秩序ヲ守リ治安ノ維持ニ努ムルハ実ニ焦眉ノ急ナルヲ以テ其ノ目的ノ達成ニ努ムベシ

二、軍用ニ供スル鉄道及通信施設ハ其ノ一部ヲ軍隊直接掩護スルモ憲兵、警察官ハ所管官庁ヲシテ掩護セシムルノ外所要ニ応ジ之ニ協力スベシ。

地方警備諸団体ノ利用ニ関シテハ別命アル迄之ヲ避クベシ

三、前号ノ外警備及輸送等ノ軍事行動並軍事施設資源ノ保護ニ関係アル行政事務ニ就キテハ軍部ト連繫ヲ密ニシ其ノ完備ニ努ムベシ

四、右ノ諸事務ニ就キテハ概ネ平素ノ事務関係ニ準ジ必要ト認ムル程度ニ於テ本職ニ對シ其ノ狀況ヲ報告シ又意見ヲ上申シ要スレバ事前ニ伺出ノ上処理スベシ

五、以上ノ外隨時幕僚其ノ他司令部員ヲシテ交接セシメ或ハ更ニ指揮訓令

スル事アルベシ

(ロ) 昭和十一年二月二十七日戒治第八号

軍事ニ関係アル警察事務ニ関スル件命令

一、関係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其他危険ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依

リ之ヲ検査シ押収スルコト。関係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ

船舶及諸物品ヲ検査スルコト

三、関係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

四、関係地方長官並警察官ハ昼夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入り検査スルコト

五、関係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スルモノニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命ズルコト

六、関係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ開緘スルコト

戒嚴令第十四条ニ基キ左記事項ヲ停止若ハ禁止スベシ

一、集会及時勢ニ妨害アリト認ムル新聞雜誌、広告等

二、銃砲、彈藥、兵器ノ売買及讓渡

7、戒嚴ノ解止

戒嚴ハ平定ノ後ト雖モ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ尚其ノ効力ヲ有スル(戒嚴令第十五条)

戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及裁判事務ガ總テ常態ニ復スルコトモ当然デアアル(戒嚴令第十六条)

8、参考

(一) 大正十二年九月三日

勅令第四〇〇号 関東戒嚴司令部条令

第一条 関東戒嚴司令官ハ陸軍大将又ハ中将ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ東京府及其付近ニ於ケル鎮戍警備ニ任ズ

第二条 関東戒嚴司令官ハ其任務達成ノタメ前項ノ区内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス

第三条 関東戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ケ

参謀長

参謀

副官

主計

軍医

陸軍司法事務官

下士判任文官

第四条 参謀長ハ関東戒嚴司令官ヲ補任シ事務整理ノ責ニ任ズ

第五条 参謀、副官、主計、軍医及陸軍司法事務官ハ参謀長ノ命ヲ受ケ各担任ノ事務ヲ掌ル

第六条 下士判任文官ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

当分ノ内東京衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

(2) 昭和十一年二月二十七日勅令第二十号戒嚴司令部令

第一条 戒嚴司令官ハ陸軍大将又ハ中将ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ東京市ノ警備ニ任ズ

戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ為前項ノ区域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス

第二条 戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ関シテハ陸軍大臣ノ区処ヲ承ク

第三条 戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ケ

参謀長

参謀

副官

管理部長

經理部長

軍医部長

部 長

部 員

衛兵長

曹兵長

准士官

下士官

判任文官

第四条 参謀長ハ戒嚴司令官ヲ補佐シ事務整理ノ責ニ任ズ

第五条 参謀ハ参謀長ノ指揮ヲ承ケ各担任ノ事務ヲ掌ル

第六条 副官ハ参謀長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第七条 管理部長、經理部長、軍医部長ハ戒嚴司令官ノ命令ヲ承ケ各担任ノ事務ヲ掌理ス

第八条 部付、部員、衛兵長、曹兵長ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九条 准士官、下士官、判任文官ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス当分ノ内東京市内ニ於ケル東京警備司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

★「昭和一六、七、九

『過去ニ於ケル戒嚴令実施状況ニ関スル研究』

内務省警保局企画室」

目次

1、戒嚴ノ法律性

(一) 戒嚴ノ宣告權

(二) 戒嚴ノ要件及効力



(1) 要件

(2) 効力

(三) 戒厳ノ種類

## 2、戒厳令施行ノ前例

(一) 軍事戒厳

(1) 日清戦役

(2) 日露戦役

(二) 行政戒厳

(1) 所謂「日比谷焼打事件」

(2) 関東地方大震災

(3) 所謂「二・二六事件」

## 3、戒厳令実施下ニ於ケル警察活動事例ノ概況

(一) 序説

(二) 関東地方大震災ノ場合ニ於ケル状況

(1) 震災ノ概況

(2) 警視庁ノ活動概況

(a) 警戒本部ノ組織

(b) 応急活動

(3) 出兵ノ概況

(a) 出動部隊ノ員数

(b) 活動ノ概要

(4) 戒厳令ノ実施

(5) 臨時震災事務局創設

(a) 官制発布

(b) 組織ノ概要

(6) 流言発生ニ対スル警戒措置

(7) 自警団ト之方指導取締

(a) 自警団ノ発生、目的及其ノ組織

(b) 自警団ニ対スル指導取締

(8) 救護

(a) 行政執行法第四条発動

(b) 非常徴発令発布

(c) 物資配給

(d) 罹災者ノ収容

(9) 衛生医療

(10) 消防概観

(11) 災害ノ犯罪ニ及ボシタル影響

(12) 警視庁警察官ノ増員拡充

(a) 他府県警察官ノ来援及出向

(b) 警視庁警察機構ノ拡充強化

(13) 戒厳令撤廃後ニ於ケル警戒

(三) 「二・二六事件」ノ場合ニ於ケル概況

(1) 事件突発

(2) 警備

(3) 一般治安ノ概況

(4) 戒厳令ノ解止

## 1、戒厳ノ法律性

(一) 戒厳ノ宣告ハ天皇ノ大権ニ属ス(憲法十四条)

(二) 戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ定ムルコトヲ要シ現行ノ戒厳令ハ之ニ該当ス(明治一五、八、五太政官布告三六)

(1) 要件

(a) 戦時若ハ事变ナルコト

(b) 兵備ヲ以テ警戒ヲ要スル場合ナルコト

(c) 臨戦地境ト合囲地境ノ二種ニ区別スルコト

(d) 天皇ノ宣告ヲ要スルコト但シ已ムヲ得ザル急迫ノ場合ニハ一定ノ条件ノ下ニ陸、海軍司令官ニ戒厳ノ宣告ヲ委任セラル

(2) 効力

(a) 臨戦地境ニ於テハ地方行政事務及司法事務ニシテ「軍事ニ関係アル事件」ヲ限り司令官ニ管掌ノ権ハ移属ス(令第九条)

(b) 合囲地境ニ於テハ地方行政事務及司法事務ノ全部、司令官ニ管掌ノ権ハ移属ス(令第十条)

(c) 合囲地境ニ於ケル刑法上ノ左記犯罪ハ総テ軍衛ニ於テ裁判ス

(令第十一条)

(一) 皇室ニ対スル罪

(二) 国事ニ関スル罪

(三) 静謐ヲ害スル罪

(四) 信用ヲ害スル罪

(五) 官吏洗職ノ罪

(六) 謀殺、故殺ノ罪

(七) 殴打創傷ノ罪

(八) 擅二人ヲ逮捕監禁スルノ罪

(九) 脅迫ノ罪

(一〇) 強盗ノ罪

(一一) 放火、失火ノ罪

(一二) 決水ノ罪

(一三) 船舶ヲ覆没スルノ罪

(一四) 家屋物品ヲ毀損シ及動植物ヲ害スル罪

(d) 戒嚴地境ニ於ケル左記事項ノ執行權ハ司令官ニ移属ス(令第十四条)

(一) 集会、新聞雜誌、廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノ停止

(二) 軍需ニ供スベキ民有諸物品ノ調査及其ノ輸出ノ禁止

(三) 民有危險物諸品ノ検査並押収

(四) 郵便、電報ノ開綴、出入船舶及諸物品ノ検査並ニ陸海通路ノ停止

(五) 緊急ノ場合、民有動、不動産ノ破壊、燬燒

(六) 合圍地境内ニ於テハ昼夜ノ別ナク家屋建造物、船舶内ノ立入検査

(七) 合圍地境内寄宿者ニ対スル退去命令

(三) 戒嚴ノ種類ヲ軍事戒嚴、行政戒嚴ニ區別スルコト通説ノ如シ

## 2、戒嚴令施行ノ前例

(一) 軍事戒嚴

(1) 日清戰役

明治二十七年十月五日勅令第一七四号ヲ以テ広島県下広島市全部及宇品ヲ臨戰地境ト定メ戒嚴ヲ施行スルコトヲ宣告シ明治二十八年六月二十日之ヲ解ス

(2) 日露戰役

(a) 明治二十七年二月勅令第三十六号乃至第三十九号ヲ以テ長崎、佐世保、函館各要塞第三区外方三千五百間内並ニ対馬及其ノ沿海ヲ臨戰地境ト定メ戒嚴ヲ施行シ翌三十八年十月十六日之ヲ解ス

(b) 明治二十八年四月勅令第三百二十二号ヲ以テ澎湖島馬公要港及其

(二) 行政戒嚴

緊急勅令ニ依リ戒嚴令ノ一部ヲ適用ス

(1) 所謂「日比谷燒打事件」

明治三十八年九月六日勅令第二〇五号ヲ以テ戒嚴令ノ一部ヲ適用スルコトヲ定メ同令第九条(臨戰地境規定)及第十四条(警察執行權ノ一部規定)ヲ東京市内ニ施行シ同年十一月二十九日廢止ス

(2) 関東地方大震災

大正十二年九月二日勅令第三九八号ヲ以テ戒嚴令ノ一部ヲ適用スルコトヲ定メ同令第九条及第十四条ヲ東京府、神奈川県、埼玉県、千葉県ニ施行シ、同年十一月十五日廢止ス

(3) 所謂「二・二六事件」

昭和十一年二月二十七日勅令第十八号ヲ以テ戒嚴令ノ一部ヲ適用スルコトヲ定メ同令第九条及第十四条ヲ東京市ニ施行シ同年七月十七日之ヲ廢止ス

## 3、戒嚴令実施下ニ於ケル警察活動事例ノ概況

(一) 序説

戒嚴ノ施行ニ関スル宣告ハ日清、日露兩戰役ニ前例ヲ有スルノミ、爾來三回ニ涉リ戒嚴令ノ一部ヲ適用シ軍備ヲ以テ国内治安維持ノ警戒ニ衝リタルモ凡テ各緊急勅令ニ拠ル

戰時ニ於ケル戒嚴施行ノ宣告ハ宣戰ノ詔勅下ル直後ニ於テ行ハルルコトハ「戰時」ノ意義ヨリシテ当然ノ形式ナルト共ニ前例亦之ニ倣フ

事變ニ際シテ戒嚴ノ施行セラレタル前例ナシ

緊急勅令ニ拠ル戒嚴令ノ一部適用ニ付テハ事例ハ概ネ警視總監ヨリノ上申ニ基キタリ(関東大震災、二・二六事件ノ如シ)蓋シ日比谷燒打事件、大震災、二・二六事件ハ地域のニ警視庁管轄地ヲ中心トセル事件ナルニ因ル

如斯戒嚴令施行ノ形式ハ法令ニ依リ定マルトコロナルモ將來發生スベキ非常事態ヲ予想スルトキ

(1) 突発的事態ナルコト

(2) 全国的広範圍ノ事態ナルコト

(3) 建造物倒壊及大火災ノ發生シ得ルコト

(4) 重要物資ノ配給ニ混乱ヲ生ズルコト

(5) 流言飛語ノ伝播サルルコト

等二因リ各地ニ發生スル大混乱ノ状態ヲ当然ニ予知シ得ルヲ以テ斯カル事態ニ対処シテ警察活動ノ十全ヲ期スル対策樹立ノ資料タラシムル為ニハ過去ニ於ケル非常急変ノ事例中大正十二年九月一日米襲セル関東地方大震災ノ概況及戒嚴令下ノ警視庁ノ活動状況ヲ研究シ置クコトヲ最モ適切ナリト認ムルヲ以テ順次当時ノ概況ヲ記述シ併セテ最近接セル非常事態タル所謂「二・二六事件」ノ概況ヲ之ニ付記ス

(二) 関東地方大震災ノ場合ニ於ケル状況

(1) 大震災ノ概況

大正十二年九月一日午前十一時五十八分東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城ノ一府六県ヲ襲ヘル関東地方ノ激震ハ東京府下ニ於ケル被害概ネ左ノ如シ

(a) 罹災世帯数 三三五、一三九戸  
全戸数ニ対スル 百分比三八、一一%

(b) 罹災総人口 一、三二四、二二四人  
(内) 死者 六〇、四二〇人  
負傷者 三一、〇五一  
行方不明者 三六、六三四人  
其ノ他ノ罹災者 一、一九六、一一九人

総人口ニ対スル百分比 三四%

震災災ト共ニ交通、通信、給水、燈火等ノ諸機関一時全ク杜絶シ、加之焼残地域ノ公園其ノ他ノ広場ニハ瞬時ニシテ数十万ノ避難民ヨリ成ル大集団ヲ見タリ

此ノ際物資欠乏シ配給困難ヲ極ムルト雖モ之ヲ補充スルノ方途ナク市民ハ其ノ罹災者タルト否ヲ問ハズ、悉ク饑渴ニ迫リテ多大ノ不安ニ襲ハルト共ニ鮮人ノ暴動化、強震、海瀟ノ再襲等ト云ヘル流言飛語宣伝セラレ人心益々動揺シ、遂ニ隣保相倚リ自警団ヲ組織シ、鮮人ニ対スル警戒ヲ試ムルニ及ビ、市郡ヲ通ジ大混乱ノ状ヲ呈シ、警察力ノ強化困難ナル為、災後ノ民衆ヲシテ一大騷擾ノ渦中ニ投ゼシムルニアラザルヤヲ危惧スルニ至ラシメタリ

(2) 警視庁ノ活動概況

(a) 警戒本部ノ組織

九月一日午前中庁舎及付属建築物焼失シタル為同日午後一時頃日比谷公園有楽門内ニ移転ス  
市民ハ混乱ノ状態ニ陥リ普通警察力ヲ以テ治安確保スルノ困難ナルコ

トヲ見越シ、遂ニ近衛師団長ニ対シテ出兵ヲ要求(警視庁官制第五条)シ同時ニ臨時警戒本部ノ組織ヲ左ノ如ク定ム

(一) 司令長

警視總監

○事務総括

○内務省、衛戍司令官、内閣等トノ連絡

○警戒班 班長 警務部長

○警戒一般 班長 刑事部長

○偵察班 班長

○情況偵察 班長

○報告統一 班長

○特別諜報班 班長 官房主事

○裏面偵察 班長

○不穩不逞ノ徒ノ蠢動ニ対スル偵察 班長 保安部長

○給与班 班長

○交通、通信機関 班長

○食料品其他物品ノ微発配給 班長 衛生部長

○救護班 班長

○傷病者ノ救護一般 班長 消防部長

○消防班 班長

○消火防水事務一般 班長

(b) 応急活動

是ニ於テ帝都治安保持ノ最大急務ハ

○避難民ニ対スル飲食料ノ供給

○警戒本部ノ実施

ニアリト確信セル当時ノ赤池警視總監ハ左ノ応急措置ヲ講ジタリ(一)非常微発令ノ発布ト警戒本部ノ実施ニ関シ内務大臣ニ建言ス(二)出動軍隊ト協力シ食料品市場、倉庫、店舗等ヲ警戒シ食糧騷擾ノ発生ヲ予防ス

(三)微発令ノ実施ヲ俟ツ違ナキ為、行政執行法第四条ニ依リ物資徴収ノ議ヲ定メ、即日飲食料ノ蒐集ニ着手シ、炊出ノ配給並ニ給水ノ事務ヲ開始ス

(四)九月二日非常微発令ノ公布アリ

(五)同日警戒本部ノ一部施行ノ緊急勅令発布アリ

(六)山本内閣成立、臨時震災救護事務局設置ス

(七)非常微発令ニ依リ速ク他府県ニ其ノ範圍ヲ拡大シテ物資ヲ徴用シ食料品等重

要物資潤沢トナリ都下ノ民衆ヲシテ饑渴ヨリ免レシムルコトヲ得タリ

(八) 九月三日関東戒厳司令部条例公布アリ

警戒事務ハ司令官ノ命令ニ遵ヒ、爾來軍隊、警察協力シテ秩序保持ノ任ニ膺ル

(3) 出兵ノ概況

当時東京衛戍司令官タル森岡近衛師団長ハ衛戍勤務令及東京衛戍服務規則ニ基キ震災直後ヨリ東京屯在部隊ヲ出動シテ全市ノ警備ト市民ノ救護ニ任ジタリシガ同日午後警視總監ヨリ出兵ノ請求アルニ及ビ更ニ出兵ヲ続行シ且地方ヨリ招致セル部隊ヲモ増加シ警戒勤務ニ就キタリ

(a) 出動部隊ノ員数

歩兵十個連隊

騎兵六個連隊

砲兵四個連隊

工兵六個連隊

鉄道二個連隊

電信一個連隊

輜重兵二個大隊

飛行、気球、自動車各一隊

歩、騎、砲、工兵、学校教導隊、救護班数個

(b) 活動ノ概要

衛戍司令官ハ東京市及其ノ付近ノ治安ト警備ニ関シ告諭、訓令ヲ發シ各部隊之ニ授リテ警察官憲ト協力シ其ノ行政權ヲ尊重スルト同時ニ積極的ニ警察力ヲ補助シ傍憲兵司令官ニ命ジ憲兵及補助憲兵ヲ指揮シ軍隊、憲兵、警察官三者協同ニ依リ九月一日及二日ノ治安ハ完全ニ保持シタリ

(4) 戒厳令ノ実施

(a) 九月一日警視總監ヨリ衛戍司令官ニ出兵ヲ要求セルハ一時ノ急ニ応ズルノミ、從ッテ当該要求ト同時ニ總監ハ更ニ進ミテ内務大臣、警保局長等ニ罹災地一帶ニ戒厳令ヲ実施シ以テ万全ノ警備対策ヲ講ズルノ急務ナルヲ切言ス

(b) 九月二日戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件第三九八号緊急勅令公布アリ

(c) 同日戒厳令第九条及第十四条ノ規定ヲ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡ニ適用スルノ勅令第一九九号公布アリ

(d) 九月三日更ニ適用区域ヲ東京府、神奈川県ニ改ムルノ勅令第四〇一号公布アリ

(e) 九月三日勅令第四〇〇号ヲ以テ関東戒厳司令部条例公布アリ 即日司令官ニ陸軍大将福田雅太郎、参謀長ニ陸軍少将阿部信行任命セラレ、以下東京北警備

司令官ニ近衛師団長、同南警備司令官ニ第一師団長、神奈川県警備司令官ニ歩兵第二旅団長、小田原警備司令官ニ歩兵第二十九旅団長等各任命セラレ。即チ之ガ兵力ハ東京二個師団、神奈川県二個旅団ニ達セリ

(f) 九月四日更ニ戒厳令適用区域トシテ埼玉県、千葉県ヲ加フル勅令第四〇二号ノ公布アリ

(g) 是ニ於テ警視總監ノ権限ハ其ノ軍事ニ関係アル事件ニ限り戒厳司令官ノ管掌ニ移リ其ノ指揮ヲ受クルコトナレリ

(5) 臨時震災救護事務局創設

(a) 官制発布

九月二日震災被害救護ニ関スル事務ヲ掌ル為、臨時震災救護事務局官制発布セラレ

(b) 組織ノ概要

總裁内閣総理大臣

副總裁内務大臣

参与各省次官、社会局長官、警視總監、東京府知事、東京市長

事務局内ニ警備部ヲ置ク 内務省警保局ヲ之ニ充テ部長ニハ警保局長任命セラレ。本事務局ハ救護事務ニ執掌スベキ最高機関ナルヲ以テ戒厳司令官、陸海軍両省、司法省、憲兵司令部、警視庁等警備関係諸官庁トハ密接ナル關係ヲ有スル為、警備部内ニ各関係官庁主任官ヨリ成ル協議会ヲ設置、以來毎日開催、各方面ヨリノ情報ヲ交換シ、警戒ノ最高方針ヲ謀議シ、警備、警戒ノ万全ヲ期スルトコロナリタリ

(6) 流言発生ニ対スル警戒措置

九月一日午後一時頃以來流言飛語四方ニ伝播シ、驚クベキ速度ヲ以テ拡大セリ其ノ流言ノ内容概ネ左ノ如シ

(a) 九月一日午後一時頃一三時頃

(一) 富士山ニ大爆発アリ今尚大噴火中ナリ

(二) 東京湾沿岸ニ猛烈ナル大海瀟来襲シテ人畜ノ死傷多カルベシ

(三) 更ニ大地震ノ来襲アルベシ

(四) 社会主義者及鮮人ノ放火多シ

(b) 九月二日午前十時一午後七時頃

(一) 不逞鮮人ノ来襲アルベシ

(二) 昨日ノ火災ハ多く不逞鮮人ノ放火又ハ爆弾ノ投擲ニ依ルモノナリ

(三) 鮮人中ノ暴徒某神社ニ潜伏セリ

(四) 従来ノ官憲ノ圧迫ニ不満ヲ抱ケル大本教ハ其ノ教書中ニ於テ今回ノ大火災

ヲ予言セルガ今ヤ其ノ実現セラレタルヲ機トシテ密謀ヲ企テ教徒数千名上京ノ途ニアリ

(五) 市ヶ谷刑務所ノ解放囚人ハ山ノ手及郡部ニ潜在シ夜ニ入ルヲ待チテ放火スルノ企アリ

(六) 鮮人約二百名神奈川県尾山方面ノ部落ニ於テ殺傷、略奪、放火等ヲ恣ニシ漸次東京方面ニ襲来シツツアリ

(七) 鮮人約三千名既ニ多摩川ヲ渡リテ洗足村及中延間近ニ来襲シ今ヤ住民ト闘争中ナリ

(八) 横浜ノ大火ハ概ネ鮮人ノ放火ニ原因セリ 彼等ハ團結シテ到ル所ニ略奪ヲ行ヒ婦女ヲ辱シメ、残存建物ヲ廢毀セントスル等暴虐甚シ

(九) 横浜方面ヨリ来襲セル鮮人ノ數ハ約二千名ニシテ銃砲、刀劍ヲ携行シ既ニ六郷ノ鉄橋ヲ渡レリ

(十) 軍隊ハ六郷河畔ニ機関銃ヲ備ヘ、鮮人ノ入京ヲ遮断セントシ在郷軍人、青年團員等亦出動シテ軍隊ニ応援セリ

(十一) 横浜方面ヨリ東京ニ向ヘル鮮人ハ六郷河畔ニ於テ軍隊ノ阻止スルトコロトナリ転ジテ矢口方面ニ向ヘリ

(十二) 大塚火薬庫襲撃ノ目的ヲ有スル鮮人ハ今ヤ其ノ附近ニ密集セントス

(十三) 鮮人原町田ニ来襲シテ青年團ト闘争中ナリ

(十四) 原町田ヲ襲ヘル鮮人二百名ハ更ニ相原、片倉ノ両村ヲ侵シ農家ヲ掠メ、婦女ヲ殺害セリ

(十五) 鮮人目黒火薬庫ヲ襲ヘリ

(十六) 鮮人鶴見方面ニテ婦女ヲ殺害セリ

(十七) 鮮人百十余名寺島署管内四ツ木橋付近ニ集リ海瀟来ルト連呼シツツ我凶器ヲ揮シテ暴行ヲ為シ或ハ放火ヲ敢テスルモノアリ

(十八) 戸塚方面ヨリ多衆民衆ニ追跡セラレタル鮮人某ハ大塚電車終点付近ノ池ニ毒薬ヲ投入セリ

(十九) 鮮人某ハ劇毒薬ヲ流用シテ帝都市民ノ全滅ヲ期セントス 井水ヲ飲ミ菓子ヲ食スルハ危険ナリ

(二十) 上野精養軒前ノ井水ノ変色セルハ毒薬ノ為ナリ 上野公園下井水モ異状ナリ、上野博物館ノ池水モ変色シテ金魚悉ク死セリ

(二十一) 上野駅ノ焼失ハ鮮人二名ガ麦酒瓶ニ容レタル石油ヲ注ギテ放火セル結果ナリ

(c) 九月四日午後三時―午後九時

(一) 鮮人警察署ヨリ解放セラレタレバ速カニ之ヲ捕ヘテ殺害スベシ

(二) 鮮人市内ノ井戸ニ毒薬ヲ投入セリ

(三) 青年團ガ取押ヘテ警察署ニ同行セル鮮人ハ即時釈放セラレタリ

(四) 上野公園及焼残地域内ニハ警察官ニ変装セル鮮人アリ、注意スベシ

(右ニ掲グルハ流言中最モ人心ヲ刺戟シ傳播力ノ激甚ナリシモノナリ之ノ外枚挙ニ遑アラズ)

(d) 流言ハ日時ノ経過ニ伴ヒ漸次異質化セリ

(e) 流言ノ為、人心ハ頓ニ動揺シ遂ニ鮮人ニ對スル極端ナル憎惡トナリ之ニ對抗スル為、武器ヲ執リテ自衛シ甚ダシキハ不逞鮮人中警察官ノ服装ヲ為スモノアリトノ流言ニ迷ヒ制服ノ警察官、軍人ヲ道ニ塞シテ逮捕尋問スルノ暴行ヲ敢テスルモノ出ヅルニ至ル

(f) 流言ノ原因

(一) 遠因

日韓合併ノ条約ニ不満ヲ抱ケル不逞鮮人ノ行動タル伊藤博文ノ遭難ヲ初メ其後枚挙ニ遑ナキ破壊運動等国内民心ニ自戒ノ情ヲ強メシメタル當時ノ大天災ナルヲ以テ鮮人暴動ニ杞憂ヲ抱ケル民衆ガ直覺的ニ其ノ実現ヲ恐レタルニ因ル。

(二) 近因

○東京、横浜方面在任ノ鮮人労働者ハ大震災ノ際、衣食住ニ欠乏シ加之職業ヲ失フノ窮地ニ陥レリ

○活躍ヲ東京ニ求メントシ相率ヒテ東上セリ

○途路饑渴ニ迫リテ食ヲ求メ、物資ノ購入ヲ為サンニモ容易ナラズ救済ヲ仰ガンニハ亦言語通ゼズ窮余ノ策トシテ中ニハ鼠盜ヲ働キ掠奪スル者等極メテ輕微ナル盜犯ヲ敢行セリ

○暴状変事ノ際ナルヲ以テ一般民衆ハ之ヲ目シテ平素杞憂ノ實現セラルルナラシコトノ不安ニ陥リ疑心暗鬼ノ裡ニ鮮人暴動ノ流言ヲ生ジタリ

○如斯流言飛語ノ發生スルヤ鮮人ガ一般民衆ノ迫害ヲ恐レ、或ハ同僚ヲ誘引シテ四方ニ逃走シ、或ハ警視庁及警察署ニ来タリテ保護ヲ求メントスレバ民衆ハ之ヲ目シテ来襲ナリト誤信シ武器ヲ執リ追撃ヲ試ムルニ及ビ鮮人モ亦已ムヲ得ズシテ抵抗闘争ヲ為スモノアリ、流言ノ一部ガ事実ヲ醸成シテ益々民心ヲ興奮セシム。

(g) 流言ト事実

大震ト共ニ東京市内ハ避難者其ノ他ノ来往雜開ヲ極メ形勢異状ナルニ加ヘ内地人ト鮮人トノ區別困難ナリシ為ニ言語不明瞭ナルハ鮮人トナシ、集團ヲ為セル避難民ヲ見テ不逞鮮人ノ団体ナリト速断シ、鮮人労働者ガ雇主ニ引率セラレテ作業場ニ赴クヲ、鮮人団体ノ来襲ナリト誤信セル如キ事例少ナカラズ民衆ノ誤解、錯覺ハ實ニ甚ダシク其ノ実例左ノ如シ

(一) 九月二日午後三時頃自警団員ガ駒込警察署ニ同行セル爆弾、毒薬所持鮮人ナリトスル者ヲ調査ノ結果、爆弾ト称スルハパイナップルノ缶詰、毒薬ト考ヘシハ砂糖ナリ。

(二) 同日午後六時頃品川署ハ管内仙台坂方面ニ約二百名ノ鮮人白刃ヲ翳シテ掠奪シツツアリトノ情報ニ接シ即時之ヲ取調タルニ七名ノ鮮人横浜方面ヨリ避難上京ノ途次自警団ノ重囲ニ陥リテ争闘ヲ開キ混乱ノ状ヲ呈セルガ為ニ自他ノ區別明ナラズ此ノ一部ヲ不逞鮮人団ナリトシ更ニ白刃掠奪ノ流言ヲ創装セルモノナルコト判明ス

(三) 市部各所ニ鮮人ガ暴行襲撃、放火ノ計画ヲ同士ニ示サントスル暗号アリトノ情報類リナルヲ以テ各署ニ於テ調査ノ結果、肥料汲取人、新聞、牛乳ノ配達人等ガ得意先ニ対スル目標トシテ各横町ノ路頭、角等ニ白墨ニ記セル記憶ノ符合ニ過ギザルコト判明ス

(四) 九月二日午後九時頃、府中署管内西府中村中河原ニ居住シテ鮮人労働者ヲ使役セル土木請負人ニ階堂友治ガ京王電車笹塚車庫ノ修理ニ鮮人十八名ヲ貨物自動車ニ乗セシメ同行甲州街道ヲ進行中自警団七、八十名ハ鮮人ノ襲来ト誤リ自動車ヨリ引降シテ暴行ヲ加ヘ多数ノ負傷者ヲ出ス惨事ヲ生ゼリ

(五) 同日夕刻毒薬流布説伝ハルヤ井水、菓子ノ鑑定ヲ各署ニ申請スルモノ少ナカラズ 無根ノ事柄ニシテ鑑定ノ結果明ナルニ不拘、同日午後二時頃ニ毒薬ヲ投入セラレタル井戸水ナリト称シ清水一封度入瓶ヲ携ヘ来タル民人アリ 早稲田署長ハ当人ノ眼前ニテ之ヲ飲ミ流言ノ信ズルニ足ラザルヲ示シタリト言フ 流言ノ事実無根ナル如スト雖モ非常火災ニ際スル群衆心理作用ノ治安ニ及ス関係及流言飛語ノ悪影響ハ戦慄スベキモノアルヲ知ル